

令和6年石巻市議会第2回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（5件）

（1）第50号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて （石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

＜改正理由＞

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第2条

次表のとおり令和6年度課税分から国民健康保険税の課税限度額の見直しを行うもの。

区分	改正後	改正前
基礎課税額分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>24万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>106万円</u>	<u>104万円</u>

第23条

次表のとおり令和6年度課税分から低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うもの。

軽減割合	改正後	改正前
7割軽減	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + <u>29.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + <u>29万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + <u>54.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + <u>53.5万円</u> ×被保険者数

附則

施行期日を令和6年4月1日とし、改正後の石巻市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するもの。

(2) 第51号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

第34条の7

寄附金税額控除について、公益信託制度の見直しに伴う税制改正により、公益信託の信託事務に関連する寄附金を寄附金控除の対象とするよう規定を整備するもの。

第51条、第71条及び第139条の3

市民税の減免、固定資産税の減免、特別土地保有税の減免について、大規模災害等により、減免事由に該当することが明らかな場合、申請書の提出がなくとも職権で減免を可能とする規定を追加するもの。

第56条

固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、引用条項を改めるもの。

附則第4条の2

公益法人等に係る市民税の課税の特例について、法改正に伴い規定を削除するもの。

附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7及び附則第7条の8

令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除、令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例、令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除について、いずれも定額減税の実施に伴い規定を新設するもの。

附則第8条

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、定額減税に係る法改正に伴い引用条項を整理するもの。

附則第10条の2

わがまち特例制度に関する法改正に伴い、条項を整理するとともに、引用条項を改めるもの。

附則第10条の3

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できる規定を新設するほか、条項を整理するもの。

附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 12 条の 2 及び附則第 13 条

固定資産税の令和 6 年度評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置の継続、宅地等に係る負担調整措置の継続のほか、令和 3 年度及び令和 4 年度に限り適用していた負担調整措置の据え置き等の規定を削除するため、条文の整理を行うもの。

附則第 15 条

特別土地保有税の課税の特例について、対象期間を令和 8 年度まで延長するもの。

附則第 16 条

東日本大震災に係る固定資産税の特例等について、代替償却資産の取得又は改良の対象期間を令和 7 年度まで延長するとともに、所要の改正を行うもの。

附則第 16 条の 3、附則第 16 条の 4、附則第 17 条、附則第 18 条、附則第 19 条、附則第 20 条、附則第 20 条の 2 及び附則第 20 条の 3

上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について、いずれも定額減税に係る法改正に伴い読替規定を追加するもの。

附則

第 1 条

施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とするもの。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもの。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定
公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

第 2 条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

第 3 条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

附則第 5 項から附則第 8 項

わがまち特例制度に関する法改正に伴い、条項を整理するとともに、引用条項を改めるもの。

附則第 10 項から附則第 16 項

固定資産税の令和 6 年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の継続のほか、令和 3 年度及び令和 4 年度に限り適用していた負担調整措置の据え置き等の規定を削除するため、条文の整理を行うもの。

附則第 19 項及び附則第 20 項

市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例、読替規定について、法改正に伴い引用条項を改めるもの。

附則

第 1 項

施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とするもの。

第 2 項から第 4 項

課税年度の経過措置について規定するもの。

【参考】個人住民税の定額減税の概要について

令和 6 年度分の個人住民税において、次のとおり定額減税が実施されることとなった。

1 対象者

令和 6 年度の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者
(給与収入のみの場合は、給与収入 2,000 万円以下の納税義務者)
※個人住民税が非課税又は均等割のみ課税されている場合は対象外

2 定額減税（特別控除）額

令和 6 年度の個人住民税の所得割額から、次のとおり特別控除額を控除するもの。

対象者	特別控除額
納税義務者本人	1 万円
控除対象配偶者・扶養親族	1 人につき 1 万円

例：納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養の子ども 2 人の場合

1 万円（本人）＋ 1 万円 × 3 人＝ 4 万円

※定額減税により生じた個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

3 徴収方法

対象者	特別控除額	控除方法
給与からの特別徴収	給与所得者	令和 6 年 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を 7 月分から翌年 5 月分までの 11 か月で徴収される。
普通徴収	事業所得者等	第 1 期分（令和 6 年 6 月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第 2 期以降の税額から順次控除される。
公的年金からの特別徴収	年金所得者	令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12 月分以降の特別徴収税額から、順次控除される。

(3) 第52号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
(東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和7年3月分まで1年間延長されることに伴い、各条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり改めるもの。

地域区分		地域の内容	所得区分	改正後		改正前	
				減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域			—	全部	令和7年3月分まで	全部	
旧避難指示区域等※	平成 26 年度までに指定が解除された区域	上位所得層以外	無し		2 分の 1	全部	令和6年3月分まで
	平成 27 年度に指定が解除された区域		2 分の 1	令和7年3月分まで			
	平成 28 年度から令和 3 年度までに指定が解除された区域		全部				
	令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域	上位所得層※	無し				令和5年9月分まで
	令和 5 年 4 月 2 日以降の令和 5 年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域	上位所得層以外	全部	令和7年3月分まで	令和6年9月分まで		令和6年3月分まで
		上位所得層		令和6年9月分まで			

※ 旧避難指示区域等

- ・平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域
- ・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等
- ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等
- ・令和4年度及び令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域

※ 上位所得層

- ・国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
- ・介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

附則

各条例の施行期日を令和6年4月1日とするもの。

(4) 第53号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が本年2月9日に、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年3月29日に公布され、同年4月1日からそれぞれ施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第5条及び別表第1

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改めるとともに、非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を次表のとおり改めるもの。

【補償基礎額】

階級	勤務年数					
	10年未満		10年以上20年未満		20年以上	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
団長及び副団長（地区団長及び地区副団長）	<u>12,500円</u>	<u>12,440円</u>	<u>13,350円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>10,670円</u>	<u>11,650円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>8,900円</u>	<u>9,950円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,800円</u>	<u>10,670円</u>

第9条の2

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めるもの。

【介護補償の額（月額）】

区分		改正後	改正前
常時介護を要する場合	最高限度額	<u>177,950円</u>	<u>172,550円</u>
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	<u>81,290円</u>	<u>77,890円</u>
随時介護を要する場合	最高限度額	<u>88,980円</u>	<u>86,280円</u>
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	<u>40,600円</u>	<u>38,900円</u>

附則

第1項

施行期日を令和6年4月1日とするもの。

第2項

傷病補償年金等の経過措置について規定するもの。

第3項

介護補償の額の経過措置について規定するもの。

(5) 第55号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市営住宅条例の一部を改正する条例)

＜改正理由＞

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

第6条の2

入居者の資格の特例について、法改正に伴い引用条項を改めるほか、「婦人保護施設」等の機関の名称変更に伴う文言の整理を行うもの。

附則

施行期日を令和6年4月1日とするもの。

2 予算議案（1件）

(1) 第54号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和5年度石巻市一般会計補正予算)

＜概要はP.8～P.12のとおり＞

石巻市の令和5年度 3月31日付け専決補正予算の概要

1 一般会計補正予算総括表

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	87, 005, 496	296, 066	87, 301, 562

2 主な内容

今回の専決補正予算は、地方譲与税、各種交付金、地方交付税等の交付額確定に伴う予算整理のほか、各種事業費の確定に伴う国県支出金、地方債等の財源調整を主体に行ったものの。

【 歳 入 】

区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	▲ 5,058	19,815,202
	県支出金	11,781	4,484,999
	分担金及び負担金	0	481,941
	使用料及び手数料	0	1,314,852
	財産収入	0	665,638
	寄附金	115,814	1,439,310
	繰入金	2,300	4,560,538
	諸収入	197,683	2,258,545
	市債	▲ 162,000	4,283,800
一般財源	47,861,191	135,546	47,996,737
計	87,005,496	296,066	87,301,562

《一般財源内訳》

(単位:千円)

〔今回補正額〕	135,546
財政調整基金繰入金	823,934
地方譲与税	3,112
各種交付金	91,369
地方交付税	▲ 873,460
寄附金	1,683
諸収入	88,908
〔現計予算額〕	47,861,191
市税	19,562,549
地方譲与税	755,425
各種交付金	4,148,551
地方交付税	19,542,757
使用料及び手数料	230,519
国庫支出金	13,654
県支出金	537
財産収入	313,912
寄附金	6,698
繰入金	1,237,720
繰越金	1,662,835
諸収入	83,734
市債	302,300

			千円	事項別 ページ
● 2款	地方譲与税	-----	3,112	18
	地方揮発油譲与税 ▲ 5,158	自動車重量譲与税 6,518		
	森林環境譲与税 ▲ 1,898	特別とん譲与税 3,650		
● 3款	利子割交付金	-----	142	26
● 4款	配当割交付金	-----	1,209	28
● 5款	株式等譲渡所得割交付金	-----	1,630	30
● 6款	法人事業税交付金	-----	4,956	32
● 7款	地方消費税交付金	-----	53,615	34
● 8款	自動車環境性能割交付金	-----	20,280	36
● 9款	地方特例交付金	-----	16,233	38
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	16,233		
● 10款	地方交付税	-----	▲ 873,460	40
	特別交付税 ▲ 74,047	震災復興特別交付税 ▲ 799,413		
● 11款	交通安全対策特別交付金	-----	▲ 6,696	42
● 14款	国庫支出金	-----	▲ 5,058	44
	(1) 学校施設環境改善交付金（中学校施設大規模改造事業）（1/3）	▲ 5,058		
● 15款	県支出金	-----	11,781	46
	(1) 原子力災害対策事業費補助金	11,781		
● 17款	寄附金	-----	117,497	48
	(1) 一般寄附金	920		
	(2) がんばる石巻応援寄附金	109,530		
	(3) 地方創生応援税制寄附金	5,000		
	(4) 震災伝承活動推進費寄附金	534		
	(5) 災害復旧費寄附金	763		
	(6) 社会福祉費寄附金	200		
	(7) 保健衛生費寄附金	50		
	(8) 観光費寄附金（いしのまき萬画WAON分）	500		

● 18款 繰入金	-----	826,234	50
(1) 財政調整基金繰入金	823,934		
(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金繰入金	2,300		
● 20款 諸収入	-----	286,591	52
(1) 災害援護資金貸付金現年分収入(東日本大震災関係分)	181,583		
(2) 災害援護資金貸付金滞納繰越分収入(東日本大震災関係分)	57,618		
(3) 県営事業負担金返還金(過年度分)	47,390		
● 21款 市債	-----	▲ 162,000	56
(1) 総合福祉会館解体事業債	▲ 100		
(2) 子ども医療対策債	▲ 3,900		
(3) 保育所施設整備事業債	▲ 10,000		
(4) 保育所施設解体事業債	▲ 3,400		
(5) 上水道施設整備事業債	▲ 2,300		
(6) 清掃施設解体事業債	▲ 13,100		
(7) 農業施設整備事業債	▲ 37,000		
(8) 漁港海岸施設整備事業債	▲ 2,600		
(9) 小規模治山対策事業債	▲ 500		
(10) 道路新設改良事業債	▲ 4,100		
(11) 流路改良事業債	▲ 200		
(12) 公園整備事業債	▲ 52,700		
(13) 駅前広場整備事業債	▲ 17,100		
(14) 消防施設整備事業債	▲ 13,600		
(15) 防災施設整備事業債	▲ 3,400		
(16) 小学校施設整備事業債	▲ 100		
(17) 中学校施設整備事業債	2,200		
(18) 保健体育施設整備事業債	▲ 100		

【歳出】

千円 事項別
ページ

注) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2款 総務費

(1) 減債基金費（積立金）	-----	197,683	58
・ 災害援護資金貸付金収入に係る宮城県への償還分(令和6年9月償還)			
(2) がんばる石巻応援基金費（積立金）	-----	109,106	58
・ がんばる石巻応援寄附金（1月～3月 寄附分）	109,106 7,461件		
(3) 震災復興基金費（積立金）	-----	763	58
・ 災害復旧費寄附金（1月～3月 寄附分）	763 12件		

● 6款 農林水産業費

(1) 森林環境整備基金費	-----	▲ 1,898	70
・ 森林環境譲与税の確定に伴う予算整理			

● 9款 消防費

(1) 屋内退避施設管理費	-----	11,781	82
・ 原子力災害対策事業費補助金の交付決定に伴う旧網長小学校校舎(網小医院)に係る事業費の計上			
普通旅費	66		
建物等調査業務委託料	11,715		

● 12款 公債費

(1) 市債利子等支払費	-----	▲ 21,369	92
・ 確定に伴う予算整理			
一時借入金利子	▲ 21,369		

3 繰越明許費

【一般会計】（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 児童福祉費	(仮称)桃生こども園整備事業	5,500
6 農林水産業費	3 水産業費	前網漁港用地境界確定事業	3,600
9 消防費	1 消防費	屋内退避施設改修事業	11,781
10 教育費	6 社会教育費	博物館常設展示図録作成事業	1,650

【一般会計】（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10 教育費	6 社会教育費	旧観慶丸商店屋上防水等改修事業	9,378	9,380